

検査証明書の取扱いの変更についての説明会_御質問への回答

NO	質問	回答
1	登録申請となった場合、全ての申請で検査証明書(HC)を電子データで提出する必要がありますか。	本制度は任意の取扱いです。 そのため、登録申請者であっても、必ず電子ファイルでHCを提出する必要はありません。 申請内容や状況に応じて、従来どおりHC原本を動物検疫所に持ち込み、家畜防疫官による原本確認を受けて手続きを行うことも可能です。
2	申請によって原本提出と電子提出を使い分ける場合には、動物検疫所が登録申請者に求める適切なHCの取扱いの対象は、電子提出をした申請のみなのか、原本提出を行ったものについても同様の管理体制を求められるのか、どちらでしょうか。	申請によって原本提出と電子提出を使い分ける場合には、必ず登録申請者である必要となります。登録申請者の要件としてHCの取扱いが適切に行われていることが前提となりますので、HC原本を提出するか、電子提出するかに関わらず適切にHCの管理をおこなっていただく必要があります。
3	輸入検査申請における「H/C原本保有」欄は、どのような基準で入力すればよいですか。	申請時にHC原本が既に到着しており、申請者による原本性の確認が完了している場合は「Y」を入力してください。 一方、申請時点でHC原本が未着であり、原本確認ができていない場合は、当該欄は空欄(スペース)としてください。
4	食品等輸入届出番号の取得前に動物検疫の申請から合格発出まで進む場合がありますが、このようなケースでは本制度はどのように運用されますか。	本制度の対象となるかどうかを確認するためには、食品等輸入届出との紐づけが必須となります。 そのため、本制度の利用を希望する場合は、あらかじめ食品等輸入届出の手続きを行い、届出受付番号を取得していただく必要があります。
5	検査予定表の記入は今後どのような対応になりますか。	本制度は、申請者登録により家畜防疫官による原本性の確認を受ける手続き(原本対照)を省略できるようにするものであり、それ以外の事務手続(検査日時の台帳記入等)については、変更は予定していません。 事務手続の具体的な運用については、申請先の動物検疫所へご確認ください。
6	HCの取扱記録は、社内で管理している電子データでの記録で問題ありませんか。 また、「実務講習会」とはどのようなものですか。	HCの取扱記録については、社内で管理している記録で差し支えありません。また、電子的に管理している記録を提出する場合には、管理状況が分かる画面のスクリーンショット等の提出でも差し支えありません。 実務講習会とは、動物検疫所が申請者を対象に開催している講習会を指します。

※参加者の皆様からいただいたご質問は、内容を集約して記載しております。
御質問の意図に沿っていない場合や、さらに御質問がございましたら、各管轄の動物検疫所までお問合せください。